

## 第4節 自動車等損害見舞金支給事業

### 1

#### 自動車等損害見舞金支給事業の制定

消防団は、地域防災の中核として地域住民の安全確保を図るうえで重要な役割を果たしているところであるが、消防団活動の実態を見ると、災害現場への出動手段として消防団員個人の自家用車の使用に依存する度合いが高く、その過程で被った損害については、多くの場合、消防団員個人の負担になっており、これが消防団活動を阻害する要因ともなっている。

このような実態から、消防団活動に自家用車を使用し、当該車両に損害が発生した場合、その損害に対し見舞金を給付する制度を創設し、団員の経済的負担を軽減することにより消防活動の環境整備と地域防災体制の充実を図ることが求められていた。

平成13年3月、自民党の消防議員連盟（中山利生会長）によって、議員立法で「消防団員等公務災害補償責任共済法改正案」がまとめられ、衆議院総務委員長より平成13年6月5日の第151回通常国会に提出された。同法案は、平成13年7月4日「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第99号）として公布され、平成14年4月1日から施行されることとなった。

平成13年11月には、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成13年省令第47号）が制定され、消防団員等の所有する自家用車等の範囲が定められた。

基金では、これら法令改正を受けて業務方法書の一部変更を行うとともに、その実施規程となる「消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に

関する規程」（平成13年11月消防基金規程第1号）を定めた。

### 2

#### 見舞金支給事業の内容

##### (1) 見舞金の対象となる自動車等の範囲

- ① 消防団員等が所有する自動車等
- ② 消防団員等が所有する自動車等に準ずる自動車等
  - (ア) 消防団員等と生計を一にする親族（内縁関係にある者を含む。）の所有する自動車等
  - (イ) 消防団員等又は（ア）の親族が取締役等をしている法人の所有する自動車等
  - (ウ) 消防団員等、（ア）の親族又は（イ）の法人が割賦販売等で購入した自動車等で、その所有権が売主に留保されているもの
  - (エ) 消防団員等、（ア）の親族又は（イ）の法人が譲渡により担保の目的とした自動車等で、その所有権が担保権者にあるもの

##### (2) 見舞金の対象となる損害の範囲

- ① 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときに、緊急に自動車等で出動した場合における往復途上又は駐車中に生じた損害
- ② 上記以外の場合で、やむを得ず自動車等を消防団等の活動に直接使用し、又は使用させた場合（消防団等の活動場所への単なる移動手段としての使用を除く。）において、当該活動中に生じた損害

### (3) 見舞金の額

見舞金の額は10万円とする。ただし、自動車等の修理費が3万円以上10万円未満である場合には、修理費に応じて一定額（5千円刻み）を支給する。

## 3

### 東日本大震災における自動車等損害見舞金の取扱い

自動車等損害見舞金（以下「見舞金」という。）は、消防団員等が災害活動において使用した自家用車に損害が発生した場合にその損害に対して支給するものであり、災害発生時に、緊急に自家用車を使用し出動した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた損害を支給対象としており、その支給額は、修理に要した費用に応じて3万円から最高10万円の範囲内となっている。

また、損害が大きいことなどから修理を行わず、自動車を買替える場合については、購入額と修理した場合の額とのいずれか少ないほうの額（10万円を限度）を支払うこととしている。

この修理を行わず、自動車を買替える場合については、購入額及び修理した場合の額の両方を確認することが必要となってくるが、大震災の場合においては、津波により車両自体が不明となっている状況が相当あるものと考えられ、また、自動車の損害を被った被災団員自身も被害に遭い、

自動車の買い替えに当たっての購入資金の工面が困難となっている状況なども考えられ、このような場合においては、自動車の購入額及び修理した場合の額を確認しての支払処理は行えないこととなることから、これらの状況を勘案し、東日本大震災に係る自動車見舞金支給に関する取扱いについて、以下の対応を行うこととした。

- ① 津波などで車が不明となったことから自動車を買替える場合については、自動車を購入していない段階でも、「自動車を購入する予定である」ことを見舞金申請書の事故状況欄に記載するか、その旨を記した書類（団長証明若しくは市町村長証明）を見舞金申請書に添付してきた場合は、10万円を支払うこととした。
- ② 自動車が現存する場合で、買い替える場合についても同様の取扱いを行うこととした。この場合、修理した場合の額（見積り）が確認されている場合で、修理額が10万円を下回る場合は、修理額に応じた額を支払うこと。

上記の取扱いにより、自動車見舞金（10万円）が支払われた場合において、後日、自動車の購入が行われないことが確定した場合、自動車の購入額が10万円を下回った場合は、それぞれ10万円、「10万円-購入額」を返還するものとした。

## 第5節 市町村特別交付金事業

### 発足の経緯

民間協力者に対する損害補償費の基金による支払い責任について、昭和57年度までは基準政令の規定により算出した額の2分の1の額とさ

れてきたが、昭和58年度事故発生分からは政令改正により全額となった。（責任共済法施行令第3条）

しかし、昭和57年度以前の民間協力者の事故については、従前どおり、市町村が残り2分の1の額を負担することとなっている。

そこで、昭和63年度から市町村の負担分を特

別交付金として、基金が交付することにより市町

村の財源負担の軽減を図ることとした。

## 第6節 業務運営等に関する調査研究

基金は、制度の的確な運用を期するため、これまでに基金又は消防団員公務災害防止対策協議会（災対協）に各種研究会及び委員会を設置し、学識経験者等による種々の調査研究を行ってきた。

### 1 業務運営研究会

業務運営研究会は、昭和48年に設置された。同年11月30日に第1回を開催したが、当初は名称を「基金の業務運営の改善に関する研究会」としていた。

設置目的は「……公務災害補償……及び退職報償金支給に係る業務運営に関する事項を調査研究し、これが改善に資するため……」とされた。組織的には災害補償部会と退職報償部会の2部会を置き、それぞれの部会で分担する調査研究事項を設置要綱のなかに列挙していた。<sup>(注)</sup>

その後、組織の合理化と調査研究活動の充実強

(注) 各部会での調査研究事項として、次のものが列挙されていた。

〔災害補償部会の調査研究事項〕

- ① 公務災害補償に係る掛金に関すること
- ② 療養その他の補償費に関すること
- ③ 福祉施設に関すること
- ④ 事務取扱手続に関すること
- ⑤ その他、公務災害補償業務の運営の改善に関すること

〔退職報償部会の調査研究事項〕

- ① 退職報償金の支給に係る掛金に関すること
- ② 退職報償金支給に係る消防団員の勤務年数に関すること
- ③ 退職報償金支払額に関すること
- ④ 事務取扱手続に関すること
- ⑤ その他、退職報償業務の運営の改善に関すること

化を図るため、昭和57年12月に設置要綱を改正、これまでの2部会制に代えて新たに「専門委員会」を設置し、実務的・専門的事項の調査研究は専門委員会で行うことにした。調査研究事項は、従前のように要綱の中で限定、列挙しないで、そのときどきの要請に応じたテーマで調査研究を行うこととし、研究会の名称も現在の「業務運営研究会」に改めた。

平成元年4月に災対協が設置されたことに伴い、災対協が基金から委託を受けて研究を行う形式としたが、平成6年4月には再び基金の所管に戻した。

業務運営研究会の研究成果としては、平成に入ってからのものに「福祉施設費の支払方法に関する報告書」「民間協力者の家事従事者等に係る休業補償の取扱いに関する報告書」及び「退職報償金制度の改善諸要望に関する調査研究報告書」などがある。

### 2 基金財政研究会

基金財政研究会は、昭和61年度に設置されたが、同年5月23日の第1回の会合から翌年7月14日の最終回まで9回開催された。

研究会の目的は、「基金財政の将来にわたる健全化を図るため、財政上の諸問題を検討」することであった。

その結果、「基金業務の財政方式及び保有金のあり方等に関する調査研究報告書」及び「支払準備金のあり方について」がまとめられた。

## 3

**退職報償金業務電算化  
システム開発研究会**

平成4年度から5年度にかけて市町村における退職報償金業務の「電算化」の可能性について研究検討を重ねた基金の業務運営研究会では、市町村の退職報償金支払請求事務にみられるさまざまな錯誤を防止し、適正化を図るための方策として、この事務をパソコンで処理するためのモデルシステムの開発を試行するよう基金に対し提言を行った（「退職報償金業務の電算化に関する研究検討報告書」）。

この提言を踏まえ、基金は、平成6年度にモデルシステム構築に向け、ワーキンググループとして「退職報償金業務電算化システム開発研究会」（黒田洋司座長）を災対協に設置し、ここで、パソコン保有団体における利用実態を把握するとともに、システムとして取り入れるべき対象事務及び関係する入力・出力データ等についての研究検討が行われた。

これらの研究検討のため、研究会は、平成6年6月から7年3月までの間に3回にわたって開かれ、その結果、システムの処理対象事務については、団員名簿の管理、退職報償金、表彰及び統計の4つの事務が適当であり、その入力データとしては4つの事務に共通し、使用頻度の高い必要最少限度のものに限定すべきであるとの結論をみた（「退職報償金業務電算化システムの研究開発に関する報告書」）。

なお、この結論に基づき退職報償金業務システムが開発されたことは、第2章第2節で述べたと

おりである。

研究会の委員については、この事務を既に電算化している団体及び今後予定している団体の消防主任等、主に実務担当者レベルによる構成とされた。

## 4

**消防基金の民間法人化に  
関する研究会**

基金では、消防庁の指導のもとに平成7年10月、消防関係者及び学識経験者によって構成される「消防基金の民間法人化に関する研究会」（木下英敏会長）を設けた。

研究会では、民間法人化後の消防基金の業務のあり方等を中心として検討を行い、その結果は、「民間法人化に伴う消防基金の業務のあり方等について」としてまとめられた。

## 5

**消防基金の退職報償金業務に  
係る収支改善策に関する研究会**

平成18年5月、基金内に総務省消防庁、全国市長会、全国町村会及び（財）日本消防協会の各職員を委員とする「消防基金の退職報償金業務に係る収支改善策に関する研究会」（坂野恵三座長）を設け、今後の退職消防団員数（勤務年数5年以上の者）についての推計方法、当面の変動調整準備金の必要保有額及び平成19年度の掛金の引上げ額などについての検討を行った。

なお、検討内容の詳細は、本章第2節で述べたとおりである。

## 第7節 諸会議・広報活動

この節では、その他の会議・広報活動について述べる。

### 1 事務説明会

基金では、基金関係業務に従事する職員を対象として事務説明会を実施している。

この事務説明会は、基金業務に関する制度の制定・改廃及び基金の事業計画等を説明し、基金関係業務の理解を深め、業務の一層の円滑な運営に資することを目的として、毎年1回、東京で開催している。

### 2 全国研修会

基金は、市町村の基金に対する災害補償費や退職報償金の支払請求に関する事務が的確、迅速に行われるよう、消防補償等事務組合、政令指定都市、都道府県等の実務担当者を対象に、事務手続の内容についての研修会を行い、実務担当者の知識の醸成と事務処理能力の向上を図っている。

平成10年度までは「中央研修会」という名称のもと、毎年秋に1泊2日の日程で行っていたが、平成11年度からは「全国研修会」に改めるとともに、開催日程を1日に変更した。

実施方法や内容については、毎回工夫を凝らしている。最近では、消防団を取り巻く環境の変化に応じて、各分野の専門家による時宜を得た講演を中心としている。また、実務担当者間の情報交換の場ともなっている。

平成23年度は、23年3月に起きた東日本大震災の影響を受けて、事務説明会（前項1参照）を

兼ねて実施した。

### 3 実務研修会

#### （1）実務研修会の変遷

実務研修会は、基金業務に係る制度、運用等について市町村の実務担当者の理解と知識の向上に資するため、各県単位で実施するものとして、昭和59年3月、新たに企画されたものである。

当初は、各都道府県の消防補償等組合、消防協会又は消防主管課（以下「補償組合等」という。）と消防基金との共催とされ、開催回数は、年間15回として各都道府県につき2年に1回が目途とされたほか、会場借上料、昼食代、資料作成費等の開催経費は、10万円を限度に消防基金が負担することとされた。

以来、各団体のニーズ等に応じて開催回数等を逐次拡充した。

平成17年度には、組合が構成市町村に対して自ら行っていた研修会（単独型研修会）についても、基金に代わって基金業務に係る制度、運用等の説明を行う場合には、基金の費用負担の対象とした。

平成21年度には、単独型研修会の開催実績がほとんどなくなってきた実情や、基金による情報提供の必要性などを勘案して、単独型研修会に対する費用負担を従来の共催による開催方式に1本化することとした。

また、研修会の実施主体に基金を追加することにより、基金と契約している市町村を対象に、基金独自に開催することを可能とするとともに、全都道府県において毎年の開催が可能となるよう開催回数を年間50回とし、年間総実施回数の増加を図ることとした。

これまでの変遷の主な点をまとめると、以下のとおりである。

- ① 開催回数：
  - （平成17年度）年間35回に拡充。1都道府県につき2年に1回の制限を廃止
  - （平成21年度）年間50回に拡充
- ② 基金の負担額の上限：
  - （平成17年度）共催型15万円、単独型7.5万円（追加）に拡充
  - （平成21年度）共催型20万円（従来の単独型を共催型に1本化）
- ③ 研修内容：
  - （平成18年度）「消防防災に関するテーマで基金理事長が認めるもの」を追加

## （2）東日本大震災に係る対応

平成23年3月の東日本大震災発生後、関連業務への対応に万全を期すため、実務研修会については、①共催団体の開催希望に沿えない場合があること、②開催日・開催時間の事前調整は、規定どおり2か月前には行いたいこと、③共催決定後も派遣講師及び講義時間等の変更・短縮等があり得ることとし、消防補償組合等に協力を依頼した。

同年8月に至り、東日本大震災業務関連業務への対応がいちおう整ったため、消防補償組合等に例年同様の開催申込みを呼びかけた。

## 4 業務連絡調整会議

基金では、消防補償等組合の事務局長及び県庁所在地の消防団主管課長等を委員とする業務連絡調整会議を設置している。

この業務連絡調整会議は契約団体との連絡調整、意見交換等を行い、円滑な業務運営に資することを目的としている。

## 5 広報活動

基金の業務は、補償組合あるいは市町村、消防団等との密接な連携、協力がなくては円滑な遂行を確保することが困難である。このため、広報誌『消防基金』をはじめとする各種媒体を活用して組合・市町村実務担当者等の声を伝え、新しい情報を提供している。

### （1）広報誌の発行

広報誌『広報消防基金』は昭和48年1月に創刊号を発行して以来、平成28年7月には200回の発行を見るに至っており、この間、発行回数や内容等で改善を図ってきた。

発行回数では、当初年1回であったが、現在では年4回の発行（4月、7月、10月、1月）となっている。

また、表紙デザインを昭和60年5月、平成9年4月及び18年4月に順次刷新し、内容についても平成7年度に読者アンケートを実施するなどして、できるだけ組合・市町村実務担当者等のニーズに合うようにした。

配布先については、当初、組合・市町村の消防事務担当者あてとしていたものを、平成15年4月発行の第147号からは、全国の消防団長にも配布することとした。消防団長への情報提供は、基金の消防団員公務災害防止事業をはじめとする業務の円滑な推進を確保するうえで、欠かせないと考えられたからである。

今後、基金と組合・市町村等の事務担当者、消防団長とのコミュニケーションの場としていっそう効果を発揮するよう、関係者の意見を取り入れながら、更に充実させていくこととしている。

### （2）『消防団員災害補償等実務提要』の編集

消防団員等の公務災害補償関係等の事務は複雑

多岐にわたっており、その解釈運用も含めた実務に精通することは容易なことではない。基金はこれまで組合・市町村等の実務担当者向けに関係法令・例規集、認定事例集、手引書等を随時刊行してきたが、ともすれば散逸したり、連続性を欠いたりすることがあった。

このため基金は、法令・通達・行政実例だけでなく、法令の解釈・運用の要点をも網羅し、これらを集大成した加除式の実務書『消防団員災害補償等実務提要』（全3巻）を編集し、平成元年3月初めて刊行した。以来、逐年追録を重ね、常にアップ・ツー・デイトな内容の総合実務書として組合・市町村消防事務担当者等に利用されている。

### （3）ホームページの開設

基金はホームページ（HP）を平成14年3月に開設した。当初は「消防基金とは」「トピックス」「決算関係」「業務の内容」などの閲覧記事の掲載にとどめていたが、平成18年4月、27年4月とリニューアルを行い、業務の利便性を高めている。

支払請求書等の用紙について、従前は基金から市町村等へ送付していたものを、HPによって必要な用紙を自由にダウンロードできるようにした。「退職報償金請求システム」のソフトについても、以前は収録したCD-ROMを市町村等に配送していたが、現在では、HPからダウンロードしたファイルによりインストールしてもらう方法を取っている。また平成27年度には、ユーザー（市町村事務担当者等）の「お問い合わせ」コンテンツを設けた。

### （4）その他の広報媒体

基金の設立目的や制度の内容などについて、外

部関係者の理解を深めるため、基金はこれまで『要覧』を随時発行してきた。平成5年度に内容を一新し、事業案内パンフレット『Safety & Welfare—消防団員の安全と福祉をサポートするために』を作成、以後、改訂を重ね、平成26年度から『ひと目でわかる消防基金』としている。

また、『災害補償実務マニュアル』、『退職報償金支払請求の手引き』などの実務手引書についても随時発行し、組合・市町村実務担当者の利用に供してきた。平成13年度からは「責任共済の仕組み」「公務災害補償制度」「退職報償金制度」及び「公務災害防止対策」について解説するとともに、退職報償金請求システムの操作方法等について記述した『消防団員等公務災害補償等実務の手引き』を毎年刊行している<sup>(注)</sup>。

(注) 平成14年度から「自動車等損害見舞金支給事業」の解説が追加された。

平成15年度に『消防団員等公務災害認定事例集&質疑応答集』を刊行し、実務担当者に向けて公務災害の認定と補償実務の基本的考え方を示した。

平成17年度には公務災害防止研修事業の推進を図るため、パンフレット『消防団員公務災害防止研修会のご案内』を作成した。以来、年度更新を行いつつ、消防団を所管する全国の事務担当部局等へ配付し、各種研修会への積極的な申し込みを呼びかけている。

平成12年度から23年度まで、「退職報償金請求システム」、「公務災害補償費請求等の様式」及び「公務災害防止事業案内」を収録したCD-ROMを配付し、実務担当者の便宜に供した。

## 第8節 収支の状況（60年間の概観）

基金の業務は、これまで述べてきたように、災害補償に関するものと退職報償に関するものとに

二分されており、経理も各々区分計算することとされている。

基金は、法に定めるとおり、市町村等の公務災害補償に関する支払責任及び退職報償金の支給に関する市町村の責任の共済制度として設立されたものである。また、平成9年度の民間法人化により、被災団員等の福祉に関して必要な事業、公務災害防止事業及び自動車等損害見舞金支給事業等の消防団員等福祉事業が努力義務として定められており、その業務に要する経費は、基金と共済契約を締結している市町村が負担する掛金でそのほとんどが賄われているが、その他国庫補助金（平成8年度まで）、内部努力による余裕資産の運用果実等を充てている。

以下、決算報告書等により業務別にその収支状況について60年間の概観する（資料20、28参照）。

## 1 公務災害補償業務関係収支

### （1）昭和31年度～昭和40年度

初年度（昭和31年度）は、基金の設立が年度途中であったこともあり、基金と災害共済契約を締結した市町村の数は、全市町村の6.8%にすぎず、したがって収支規模は極めて小さい。

掛金収入は少なかったが、損害補償費の支出も比較的僅少であったことから、国庫補助を受けてはいるものの、収支決算では約800万円の剰余金が計上された。

昭和32年度に入ると、契約市町村の数も前年の200台から一躍1,700台に膨れ、契約率は46%にまで伸びた。

損害補償費の支出額も掛金収入額も絶対額としてはまだ小さいが、対前年度伸び率では15～16倍に伸びている。

創設時期に基金の財政基盤を育成する目的で、前年度に引き続き国庫補助金が4,000万円交付されたこともあって、昭和32年度は収支規模も大きくなり、また、決算では国庫補助金の約8割

強に相当する金額の剰余金が生じている。

さて、昭和33年度に入ると契約市町村も増加し、契約率は70%台に達するが収支は一変して悪化、その後数年、公務災害補償業務の財政は窮迫した状態が続くことになる。

これは、予測し得なかった大規模な災害により、多くの消防団員等が殉職し、損害補償費の支出が大幅に増加したためである。

昭和33年9月には、狩野川台風（22号台風）が襲来し、近畿以東特に静岡県を中心に被害があり、死者・行方不明者が1,200名余ほど生じたが、出勤中の消防団員等も17名が犠牲となった。

また、翌34年9月には、伊勢湾台風（15号台風）により、愛知県を中心にほぼ全国的に被害があり、死者・行方不明者が5,000名強にも上ったが、この台風でも消防団員等が75名も殉職した。

この二つの災害の殉職者に対する補償費の支払額だけで5,404万円（昭和32年度1年分の約1.6倍）に上り、これが収支を圧迫し、昭和33年度及び34年度と不足金が生じたのである。

両年度とも掛金収入は、5,100万円台、国庫補助も事務費補助のみで約710～860万円と少額であったのに対し、損害補償費は、昭和33年度が約6,422万円（うち3,070万円は支払準備金）、34年度は約1億1,982万円（うち5,768万円は支払準備金）に達したため、昭和33年度では、約773万円の不足金、また、昭和34年度では、約6,352万円の単年度不足金が生じた。

昭和35年度には、前年度までの基金の財政窮迫から、事業費に対する国庫補助が3,000万円あり、事務費補助と合わせて約4,082万円の補助金が交付された。その結果、決算では、約1,465万円の単年度剰余金を計上したが、前年度から繰り越されている不足金（過年度補償費の支出に係る不足金を含む。）が約4,782万円あり、したがって、これを補てんした結果、約3,317万円の不足金を翌年度に繰り越すこととなった。

その後、不足金の累積額は、約5,233万円にまで達したが（昭和37年度期首）、事業費に対する国庫補助金4,000万円（昭和37年度）の交付、掛金の引上げ（昭和38年度）により、年々繰越不足額を償却し、昭和39年度には、残りの不足金をすべて償却して、なお約1,051万円の剰余金を計上するほどに収支は好転した。

## （2）昭和41年度～昭和50年度

昭和39年度に好転した収支は、その後も好調を続け、昭和41年度以降も数年は黒字を持続するが、社会経済の変遷に伴って、損害補償の内容が給付額の引上げ等種々改善されていくに従い、損害補償費の支出額も増え、また一方、国庫補助金が昭和43年度に補助率が引き下げられたうえ、翌44年度を最後に打ち切られたことも影響し、昭和44年度、45年度及び46年度と3年度続いて単年度不足金が生じた。

しかし、これまでの収支で生じた剰余金の繰越額でこれをすべて補てんし、当該年度の業務運営には直接の影響はなかった。

昭和47年度からは、新たに福祉施設費の支出が加わったほか、基金の決算の方法が一部変更され、支払準備金を収支計算書に計上するようになり、そのため収支規模が前年度の6億円台から20億円台に膨れあがっている。しかし、収支は順調に推移し、昭和47年度以降、不足金が生じるような事態は起きていない。

## （3）昭和51年度～昭和60年度

昭和51年度に入ると、収支規模は40億円台の半ばを超えるほどになり、その後収支規模は年々膨脹し、昭和59年度には、損害補償費の支出額で11億円台に達し、収支規模では100億円を突破、昭和60年度では、収支規模が117億円強になっている。また、契約市町村も増加し、昭和60年度末の契約率は89.5%に達している。

昭和47年度から収支計算書に計上するように

なった支払準備金は、昭和46年度に10億円台に乗ってから以降、毎年4～5億円という、これまでの増加額を大幅に上回る規模で増加し、昭和60年度では100億円強（支出総額の約85%）に達している。これは、昭和47年7月、高知県土佐山田町で台風の影響により発生した山崩れによる消防団員等の大量死亡事故、昭和47年度からの福祉施設の実施とその後の拡充、遺族補償年金支給率の引上げ、傷病補償年金の創設等の給付内容の拡大及びほぼ毎年行われる補償基礎額の引上げなど給付内容の改善等により、逐次増加してきたものである。

## （4）昭和61年度～平成7年度

昭和62年度から決算方法が一部変更され、従来の収支計算書における支払準備金の計上を改め、各年度における収入と支出の差額を支払準備金繰入として計上することになり、この結果、昭和62年度の収支規模は前年度の127億円から30億円台となっている。以後、平成7年度までの収支状況について通観すると、掛金収入は昭和62年度に山形県消防補償等組合の加入等により、対前年度比7.9%の増となった。昭和63年度以降は対前年度を下回る状況で推移していたが、平成7年度において消防協力者に係る掛金の見直しが行われ、この結果、対前年度2.4%の伸びとなっている。また、収入総額（昭和61年度では前期繰越支払準備金を除く。）における掛金収入の割合は、昭和61年度79%をピークに漸減する状況にあり、平成7年度では66.6%となっている。

利息及び配当金等の収入は、毎年支払準備金の累積額が増えてきていることから、その運用により昭和63年度以降はおおむね10～11億円台で推移し、収入総額に対する構成割合も、昭和61年度では21%であったが、平成7年度には33.4%となっている。

また支出についてみると、補償費（損害補償費

及び福祉事業費）は、昭和61年度では16億円強であり、以後漸減の傾向にあったが、平成2年度に増加し、平成3年度では雲仙普賢岳の火砕流による殉職者12名を含めた20名の死亡者が出たことなどにより、補償費も著しく伸び18億円強となり対前年度13.2%の伸びとなっている。その後、平成4年度、5年度においては各々対前年度を下回ったが、平成6年度においては補償件数の増等、平成7年度では遺族補償年金の支給内容の拡充等により、両年度ともに19億円強の支出となっている。

なお、支払準備金繰入額は、各年度における収入と支出の差額を後年度に見込まれる給付財源に充てるために支払準備金に積み立てられるものであり、平成7年度では8億5,000万円余を支払準備金に繰入れ、この結果、同年度末の支払準備金保有額は205億円弱となっている。

このように災害補償経理の財政の基盤も安定してきている状況から、逐年、補償基礎額等の引上げをはじめとする給付内容の改善を行っているが、掛金は昭和62年度から据置き（平成7年度の消防業務協力者の補償範囲の拡大に伴う50銭の引上げを除く。）の措置がとられている。

#### （5）平成8年度～平成17年度

平成9年度から決算方法が一部変更され、従来の支払準備金は責任準備金及び変動調整準備金として計上することになった。

平成17年度までの収支状況について通観すると、平成8年度には約22億円であった掛金収入は消防団員数の減少等により平成17年度には約21億円になり、また、平成8年度には10億円弱であった利息及び配当金等の収入は、経済情勢の変化による利率の低下に伴い平成17年度には3億円強と、ともに漸減する状況となっている。

平成17年度の収入総額（責任準備金戻入を除く。）における掛金収入の割合は、85.5%、利息

及び配当金等の割合は、平成17年度には13.1%となっている。

支出についてみると、補償費（損害補償費及び福祉事業費）は、漸増の傾向にあったが、平成15年度及び平成16年度において給付水準が引き下げられたことなどにより、平成17年度末には22億円強の支出となっている。

変動調整準備金繰入額は、各年度における収入と支出の差額を後年度に見込まれる給付財源に充てるために変動調整準備金に積み立てられるものであり、平成17年度では9,500万円余を変動調整準備金に繰入れ、この結果、同年度末の変動調整準備金保有額は49億円弱となっている。

また、掛金については据置きの措置がとられている。

#### （6）平成18年度～平成27年度

平成27年度までの収支状況について通観すると、掛金収入は21億円台で消防団員数の減少等により、東日本大震災に係る追加掛金があった平成23年度を除き、前年度を下回る状況で推移している。また、平成18年度には4億円弱であった利息及び配当金等の収入は、経済情勢の変化により利率が低下している一方、東日本大震災の被災者に係る責任準備金の増加の影響などにより、平成27年度には6億円余となっている。

支出についてみると、補償費（損害補償費及び福祉事業費）は、平成20年度までは漸減の傾向にあったが、東日本大震災の被災者に係る年金支払額の増加などにより、平成27年度末には25億円弱の支出となっている（資料20参照）。

変動調整準備金繰入額は、平成27年度では2億4,800万円余を変動調整準備金に繰入れ、この結果、同年度末の変動調整準備金保有額は152億円弱となっている。

また、掛金については、東日本大震災への対応のため平成23年度に限り増額したが、他の年度は据置となっている。

なお、昭和31年度から平成27年度までの各年度における損害補償費及び福祉事業費の種類別支出状況は資料21のとおりである。

## 2 退職報償金業務関係収支

### (1) 昭和39年度～昭和50年度

退職報償金制度が創設され、昭和39年度からその支払業務を基金が行うこととなった経緯については、第1章第3節で詳述したとおりであるが、業務開始年度より、退職する消防団員の数の予測が難しく、昭和39年度、40年度及び41年度において、実際の退職者数が計画予定数を大幅に上回ったため、退職報償金の支出が多額となり、初年度の昭和39年度には、約8億8,137万円、翌40年度には、単年度不足金としては最高の約12億7,874万円の不足金を計上する決算となり、退職報償金業務の財政は最悪の状態となった。

初年度から昭和41年度までに生じた不足金は、約28億6,437万円にも上り、関係機関において先行きが不安視されるに至った。そうした情勢のなかで、関係者一丸となって財政再建策が検討され、その結果、「第1次再建5か年計画」が樹立され、昭和42年度において経常的な掛金が引き上げられたほか（900円→1,350円）、累積赤字の解消対策として「特別掛金」が設けられ、昭和42年度から3年間又は5年間（基金と契約した時期により異なる。）徴収することとされた。

しかし、退職消防団員の数は依然として増加したため、退職報償金の支出も増えて支払資金の不足が続き、そのうえ不足資金は都市銀行等からの借入で賄わざるを得なかったため、その支払利息も増加し、その年間負担額は昭和44年度で1億円を突破、結局、当該年度末の不足金の累積額は、最高の約39億6,828万円という巨額に膨脹するなど、財政状態は一向に好転しなかった。

これより先、昭和43年度決算が出た段階で財政再建効果が現れていないことが明らかになっており、昭和44年度決算を待つことなく、「第2次再建5か年計画」の策定作業が進められていたのである。

この「第2次再建5か年計画」は、昭和45年度から実施され、再び経常の掛金と特別掛金が引き上げられたほか、特別掛金の暫定措置の年限が撤廃された。

この結果、昭和45年度決算では収支が好転し、約6億4,397万円の単年度剰余金が生じた。翌46年度には、事務費以外に4,600万円の国庫補助金の交付を受け、これをもとに、1億円の「変動調整準備金」を新設し、なお、約6億9,058万円の剰余金を計上した。その後、昭和49年度まで毎年度、剰余金を計上、昭和48年度には、実際の支払資金の不足も解消し、また、昭和49年度末の収支決算上の不足金累積額は、約6億9,896万円（ピーク時の約18%）にまで減少した。

このように、収支は好転、昭和45年度から剰余金を計上し、昭和48年度には借入金もすべて返済したので、昭和49年度には支払利息の負担もなくなったが、当該年度末には、累積不足金がまだ6億円強残っており、これは早期に解消する必要があった。

この累積不足金は、昭和50年度から4か年で解消する計画が立てられ、引き続き「特別掛金」を徴収することとされた。

特別掛金は、昭和49年度の決算見込額で積算され、団員1人当たり165円に設定、これで年間約2億円強を特別に徴収することとされた。

### (2) 昭和51年度～昭和60年度

昭和50年度から進められた累積赤字解消策は、その後、経常収支が良好であったことと、実際の累積赤字が見込額を幾分下回ったこともあって順調に進み、3年目の昭和52年度で累積赤字

の大半を償却、最終年度の昭和53年度では約1,710万円の補てんで済ますことができた。したがって、最終年度は、徴収する特別掛金も僅少で済み、これまでの165円から12円42銭と大幅に引き下げられた。

予定どおり昭和53年度に累積赤字をすべて解消した後も、収支は好調に推移した。

業務開始以来交付を受けていた国庫補助金が昭和56年度には人件費のみの対象となり、加えて翌57年度及び昭和60年度には、その補助率が引き下げられるなど、決して楽観できる環境ではなかったが、この間、社会情勢に応じ、退職報償金の内容は関係者の要望に即しながら逐次改善されるとともに、所要の掛金の引上げが行われることにより、財政状況は順調に経過している。

途中、基金の決算方法に変更があり、支払準備金を収支計算書に計上することとされたので、昭和47年度から収支規模はその分膨脹し、昭和60年度決算での支出規模は、約232億8,767万円（うち約114億円は支払準備金）となっている。

### （3）昭和61年度～平成7年度

昭和62年度から決算方法が一部変更され、従来、支払準備金の一部とされていた既退職者の次年度以降の支払に係る費用相当分を未払給付引当金戻入及び繰入として収支科目に計上し、各年度における収入と支出の差額を支払準備金繰入として計上することに改めた。この結果、昭和62年度の収支規模は前年度の245億円から192億円となっている。以後、平成7年度までの収支状況について通観すると、昭和61年度では掛金の見直しが行われ、掛金収入は対前年度11%伸びの122億円強となり、収入総額（支払準備金戻入及び変動調整準備金戻入を除く。）も130億円台となったが、一方、支出総額（支払準備金繰入及び変動調整準備金繰入を除く。）については、退職報償金の支給額の引上げ等により133億円台

に増加し、支出総額が収入総額を上回ったため3億円の支出超過となった。昭和63年度までの収支においても引き続き支出総額が収入総額を上回る状況で推移しており、この間における各年度の支出超過相当額については支払準備金の一部を充当することで対応した。

平成元年度においては、退職報償金の支給額の改善等に併せて財政状況の見直しを図り掛金の大幅な引上げを行った結果、掛金収入が対前年度に比して20億円増の140億円台に伸び、収入総額も208億円台となり支出総額を5億円上回ることとなった。その後、平成3年度、4年度においての掛金の引上げ並びに毎年増加する傾向にある支払準備金の運用による利息及び配当金の収入増等により収入総額も増加し、平成7年度の収入総額は234億円となった。一方、平成3年度以降、毎年退職報償金の支給額の改善を行ったこと等により支出総額も逐年増加し、平成7年度では229億円台となっている。

なお、支払準備金繰入額は各年度における収入と支出の差額を将来の財政変動等に対応する財源に充てるために積み立てられるものであり、平成3年度から毎年にわたり支払準備金の繰入が行われ、5億1,000万円を繰入れ、この結果、同年度末の支払準備金保有額（変動調整準備金を含む。）は136億円強となっている。

### （4）平成8年度～平成17年度

平成9年度から決算方法が一部変更され、従来の支払準備金は変動調整準備金として計上することになった。

平成17年度までの収支状況について通観すると、収支においては毎年度支出総額が収入総額を上回る状況で推移している。

退職報償金支給額については、消防団員の処遇改善を図る観点から、毎年、支給額の引上げが行われてきたが、掛金の額については、平成4年度以降据え置かれたため、平成11年度には変動調

整準備金からの取崩し（戻入）が約20億円、また、平成12年度決算見込（平成12年9月末現在）では約19億円の取崩しが見込まれ、このまま掛金を据え置いた場合、消防基金の財政の悪化が見込まれることから、財政の健全化を図るため、平成12年度に、従来の掛金の引上げ方法を改め、3年ごとに退職報償金業務の財政状況を見極めて判断するとのルールが総務省消防庁より指示《業務の歩み平成12年度（2）》され、平成13年度以降の掛金の引上げから適用されることとなった。

したがって、平成13年度に、平成4年度以降据え置かれた掛金の見直し（1万4,800円→1万6,210円、1,410円の引上げ）が行われ、掛金収入は対前年度9.1%伸びの161億円余となり、収入総額（変動調整準備金戻入を除く。）も252億円台となった。しかし、支出総額についても退職報償金の支給額の引上げ等により259億円余に増加し、支出総額が収入総額を上回ったため、7億円余の支出超過となった。

平成14年度には9億円余、15年度においては16億円余の支出超過となったことから、平成16年度にも掛金の見直し（1万6,210円→1万7,200円、990円の引上げ）が行われ、掛金収入は対前年度4.9%伸びの167億円余となり、収入総額も256億円台となった。しかし、支出総額についても270億円台に増加して、14億円余の支出超過となった。また、平成17年度においても、退職報償金等の支出増により23億円余の支出超過となっている。

この間における各年度の支出超過相当額については、変動調整準備金の一部を充当することで対応しており、平成10年度末には135億円余保有していた変動調整準備金は、その後、毎年減少し続け、平成17年度末には22億円余まで減少している。

なお、掛金の次期見直し年度は、前述の3年ごとに見直しを検討するルールにより、平成19年度となっており、平成18年度事業計画における

当年度末の変動調整準備金保有額は、前年度末保有額22億円余から激減することが予測されることから、退職報償金業務の収支改善策について早急に検討することが喫緊の課題となっていた。

### （5）平成18年度～平成27年度

平成27年度までの収支状況について通観すると、収支においては、平成19年度の掛金額の引上げにより、収入総額が支出総額を上回る状況で推移している。

退職報償金支給額については、平成18年度以降据え置かれたため、消防団員数の減少等により、退職報償金の支払総額は減少傾向にあったが、平成26年度に支給額が引上げられたことにより前年度より増加し、平成27年度には約176億円となった。

また、平成19年度の掛金の引上げ（1万7,200円→1万9,200円、2,000円の引上げ）が行われたことにより、以後、収入額は約180億円と、支出額を上回るようになっている。

以上のことから、平成18年度末には約18億円であった変動調整準備金保有額は、平成27年度末には約188億円となった。

## 3 資産の運用

以上、業務別に収支の状況を概観してきたが、両業務の収支に共通するものとして、資産の運用がある。

基金の業務は、その経費の大半を市町村等からの掛金収入で賄うことで運営されているが、その掛金のうち責任準備金、変動調整準備金等として内部留保されるものや基金職員の退職給与引当金などは、その目的にあった支出に充てられるまでは、余裕資産として運用し果実をあげることができるものである。

以下、基金における資産の運用状況について記

述する。

### （1）最近10年間の資産運用状況

基金が資産を運用する場合は、定款に定められた範囲内に限られる（定款第25条）が、その運用状況を過去10年間の推移で見ると、資料18のとおりである。

運用総額は、責任準備金及び変動調整準備金の増加により、平成27年度末で約694億円に達し、10年前の平成18年度の約360億円に比べ増加している。

その運用益は、平成18年度では約5億円であったが、その後、金利が低下する一方、運用総額の増加により、平成27年度では約9億円と増加しているところである。

運用内容としては、運用利回りの有利性のほか、投資資産の安全性も重要であり、この点に配慮しながら運用を行った結果、国債、地方債等による運用となっている。

有価証券のなかでは地方債が最も多く、平成27年度末の投資残高で見ると約506億円、次いで財投機関債の56億円、電力債の55億円となっている。この3つで投資総額の9割弱を占めている。

### （2）東日本大震災に係る公務災害補償費等に関する資金運用

#### ① 資金運用の状況

当初、東日本大震災に係る公務災害補償の支払を平成23年7月までに行うこととしていたため、災害補償経理は当然であるが、退職報償経理についても短期債及び長期債の購入を見送り、状況を見守ることとしていた。

しかしながら、被災県の消防補償等組合及び市から、公務災害補償の請求手続きが大幅にずれ込みそうとの報告もあり、両経理共に6月から1か月程度の短期運用を開始し

た。

また、平成23年8月に責任共済法施行令が改正され、追加掛金（約201億円）が12月末日までに基金に支払われることとなったため、退職報償経理は通常の計画に基づき長期債の購入を開始した。

同年9月から追加掛金の納入が始まり、退職報償経理については、例年同様の短期運用、長期債の購入をしていくこととなった。

なお、東日本大震災を契機に、今後、災害補償経理と退職報償経理との経理間の資金の融通を活用しつつ、より弾力的に対応できるように会計規程の一部改正（平成24年4月1日施行）を行った。

#### ② 追加掛金に伴う長期債の購入

平成23年11月に入り、追加掛金に伴う災害補償経理の長期債の購入計画を検討し、当面、160億円程度を購入することにした。

購入に際しては、証券会社に、①購入方法について、②購入希望額の確保しやすい時期、③債券市場の動向等について意見を聞いた。

上記、証券会社からの意見を踏まえ、同年12月に追加掛金に伴う長期債購入について決定した。

### （3）消防施設整備資金の貸付け

消防施設整備資金の貸付けは、昭和49年度より国の要請を受けて地方公共団体の消防施設整備事業に係る起債に対する証書貸付けとして始められ、その貸付額は、開始当初2億円であったが年々増加していき、最終貸付けの昭和63年度では14億7,100万円の額に達した（平成元年2月貸付分は利率4.4%）。その貸付累計額は90億1,200万円となっている（資料19）。

なお、貸付金の償還は、平成5年度をもって終了している。